

奨学金の返還を支援します!!

伊豆の国市Uターン促進奨学金返還支援補助金

政策推進課
055(948)1413

市では、大学などに進学するため県外に転出した本市出身者のUターンを促進するため、市にUターンし、就業などをしながら奨学金を返還する若者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の概要

● 交付対象の奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

● 補助対象者

次のいずれにも該当する人

- ①本市に住所を有し、32歳以下(昭和61年4月2日以降生まれ)であること
- ②本市出身者で、県外の大学などを卒業していること
- ③大学などを卒業した日から交付申請日までに、1年以上就業などをしていないこと
- ④交付申請日時点で就業などをしていないか失業保険などを受けていること
- ⑤自らが貸与を受けた奨学金の返還を

行っていること

⑥奨学金の返済に対する助成を他から受けていないこと

⑦本補助金の交付決定を受けていないこと

⑧市の税金を滞納していないこと
⑨暴力団員の構成員などでないこと

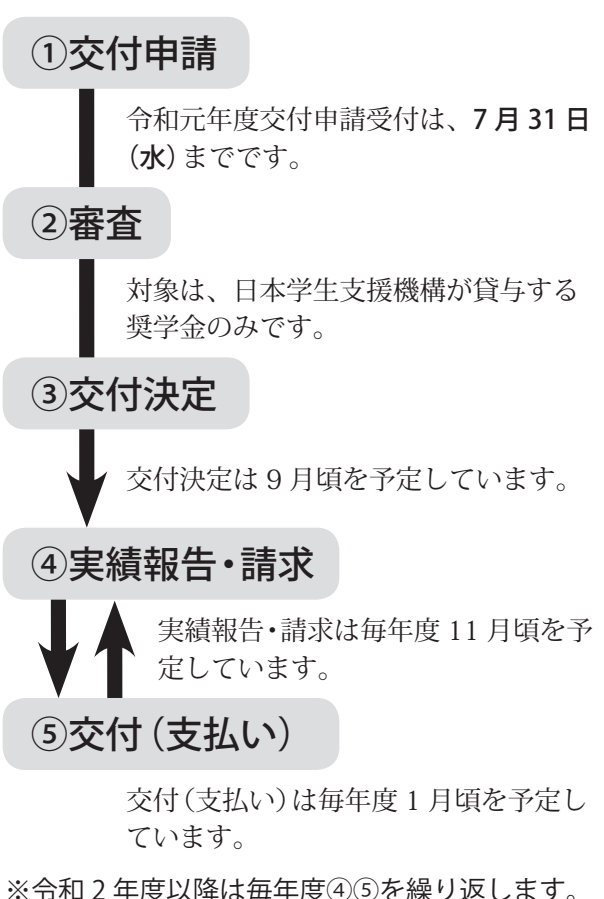
● 補助金額

1年度につき、交付年度の前年度10月～交付年度9月の間に返還した奨学金の金額(元金に限る)に相当する金額以内で、上限は3万6千円です。

● 補助期間

補助期間は、就業開始年度と市への転入年度の組み合わせで、最大7年間です。

補助金の交付を受ける手順



● 交付申請受付期間

令和元年度の申請は7月31日(水)まで受け付けます。

※詳しくは市HPをご覧ください。直接問い合わせください。

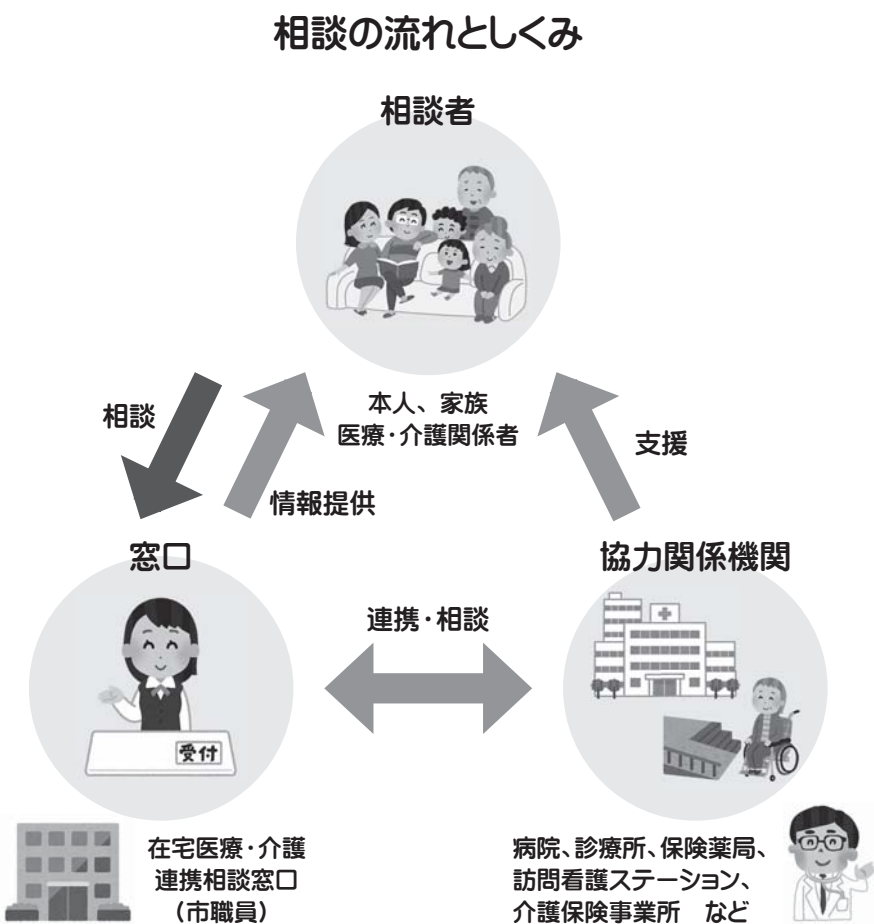
地元に戻って働こう!



医療と介護の橋渡しをお手伝い

在宅医療・介護連携相談窓口をご活用ください!

療養や治療が必要になっても、皆さんが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにサポートする「在宅医療・介護連携相談窓口」。ここでは、医療と介護の橋渡しをお手伝いし、あなたらしい生活を支援します。



▼こんな相談に応じます!

- 退院して自宅で療養をしたい
- 家で介護ができるか不安
- ひとりで通院やリハビリができるか心配
- 訪問してくれる医者や歯医者を紹介してほしい
- 食事や薬のことで悩んでいる
- 体調が悪く通院できなくなったらどうすればよいのかわからない
- 福祉の制度やサービスのことを教えてほしい

▼相談できる人

本人、家族、医療・介護関係者など

▼相談方法

まずは、電話で相談ください。

▼協力関係機関を紹介する場合もあります

相談内容により、協力関係機関を紹介する場合があります。紹介を行う場合は、本人の同意を得たうえ、個人情報保護は適正な管理体制のもとで取り扱います。

▼窓口開設時間

月～金曜日 9時～16時
(祝日・年末年始を除く)

※その他の時間帯でも応じることができるときがあります。

▼相談の対象者

市内在住で、原則40歳以上の人

在宅医療・介護連携相談窓口
(伊豆保健医療センター内)
0558(76)1133

